オートチャージサービス取扱規則

制　　定　２００７年　２月　１日
最終改定　２０２２年　３月１２日

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めた「ＰＡＳＭＯ取扱規則」、「ＰＡＳＭＯ取扱規則に関する特約」及び「モバイルＰＡＳＭＯ及び Apple Pay の PASMO 会員規約」に関連して定める規則であり、当社と第４条第１項に定める会員契約を行った「ＰＡＳＭＯ取扱規則」に定める記名ＰＡＳＭＯの使用者に対し、ＰＡＳＭＯ取扱事業者のうち鉄道事業者（以下、「ＰＡＳＭＯ鉄道事業者」という。）の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、又は入場処理がされているものの出場処理されていないＰＡＳＭＯにより改札を受けて出場する際に、ＰＡＳＭＯ内のバリュー残額が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報が記録されたＰＡＳＭＯに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）及びその他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）を提供する際の内容と使用条件を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　ＰＡＳＭＯにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないＰＡＳＭＯの取扱いについては、「ＰＡＳＭＯ取扱規則」、「ＰＡＳＭＯ取扱規則に関する特約」及び「モバイルＰＡＳＭＯ及び Apple Pay の PASMO 会員規約」の定めるところによる。

２　決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。

３　当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。

４　前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。

５　この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、

改定された規則の定めるところによる。

（用語の意義）

第３条　この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名ＰＡＳＭＯの使用者をいう。

（２）「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。

（３）「決済カード」とは、オートチャージサービス等にかかわる利用代金が生じるごとに、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいう。

（４）「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名ＰＡＳＭＯに記録された情報をいう。

（５）「オートチャージＰＡＳＭＯ」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名ＰＡＳＭＯをいう。

（６）「新規設定ＰＡＳＭＯ」とは、記名ＰＡＳＭＯであるＰＡＳＭＯカード交付時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージＰＡＳＭＯにした新規ＰＡＳＭＯカードをいう。

（７）「設定情報追加」とは、交付又は発行済の記名ＰＡＳＭＯにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該ＰＡＳＭＯをオートチャージＰＡＳＭＯにすることをいう。

（８）「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。

（９）「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。

（１０）「クイックチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する条件で、ＰＡＳＭＯ取扱事業者が定める特定の自動券売機等において、オートチャージＰＡＳＭＯにチャージすることをいう。

第２章　オートチャージ会員契約

（会員登録と契約の成立）

第４条　オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、第７条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行ったとき、又は当社において、新規設定ＰＡＳＭＯの交付のための会員登録手続きを完了したときに、当社と会員の間において成立する。

なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

２　次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出又は入力した情報等は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

（１）申込み方法の誤りや、提出又は入力した情報等における不足、不鮮明、その他申込みに不備があった場合

（２）会員希望者、記名ＰＡＳＭＯの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合

（３）登録希望のＰＡＳＭＯが無記名ＰＡＳＭＯである場合

（４）登録希望のＰＡＳＭＯがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会後６箇月以内のＰＡＳＭＯである場合

（５）登録希望のＰＡＳＭＯが一体型ＰＡＳＭＯの場合で当該一体型ＰＡＳＭＯ以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型ＰＡＳＭＯの場合で当該一体型ＰＡＳＭＯ以外のＰＡＳＭＯへの設定情報追加を希望する申込みの場合

（６）登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合

（７）登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はＰＡＳＭＯの払いもどしを行った後の一体型ＰＡＳＭＯである場合（一体型ＰＡＳＭＯの移替えによる払いもどしの場合を含む。）

（８）登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合

（９）その他当社が会員希望者を会員とすることを不適当と判断した場合

（新規設定ＰＡＳＭＯの契約の成立）

第５条　新規設定ＰＡＳＭＯを交付する際の、記名ＰＡＳＭＯの使用にかかわる契約は、「ＰＡＳＭＯ取扱規則」にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録手続きが完了したときに、当社と記名ＰＡＳＭＯの使用者の間において成立する。

（デポジットの収受方法）

第６条　新規設定ＰＡＳＭＯ（一体型ＰＡＳＭＯを除く。）を発売する際のデポジットは、決済カードから収受する。

（オートチャージ設定情報追加の登録）

第７条　会員希望者は、オートチャージサービスの提供を受けるために、当社所定の手続き

により設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるＰＡＳＭＯ鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（ＰＡＳＭＯカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルＰＡＳＭＯ又はApple PayのPASMOの場合）、記名ＰＡＳＭＯへ設定情報追加を行わなければならない。ただし、すでにオートチャージサービスが設定されたＰＡＳＭＯカードについて「ＰＡＳＭＯ取扱規則に関する特約」第１４条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルＰＡＳＭＯ及びApple Pay のPASMO会員規約」第３条に定める会員登録を行うものとする。また、すでにオートチャージサービスが設定されたＰＡＳＭＯカードについて「ＰＡＳＭＯ取扱規則に関する特約」第１５条に定める発行替えが行われたときはいずれの手続きも要しないが、「モバイルＰＡＳＭＯ及びApple PayのPASMO会員規約」第３条に定める会員登録を行わないままでは利用できないサービスがある。

（オートチャージサービスの有効期限）

第８条　オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。ただし、すでにオートチャージサービスの有効期限が設定されたＰＡＳＭＯカードについて「ＰＡＳＭＯ取扱規則に関する特約」第１４条及び第１５条に定める発行替えが行われたときは従前の有効期限を引き継ぐものとし、再度の通知を行わない。

２　会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。

３　前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるＰＡＳＭＯ鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（ＰＡＳＭＯカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルＰＡＳＭＯ及びApple Pay のPASMO会員規約」第３条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。）を行うことにより（モバイルＰＡＳＭＯ又はApple PayのPASMOの場合）、更新の手続きを行わなければならない。

４　期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。

５　会員が第２項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

（個人情報の取扱い）

第９条　会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申込むときに申込書に記載し

た（ＰＡＳＭＯカードの場合）、若しくは携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い入力した（モバイルＰＡＳＭＯ又はApple Payの PASMOの場合）、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て当社へ提供した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理する。

（１）記名ＰＡＳＭＯにかかわる個人情報

（２） オートチャージＰＡＳＭＯ、又はオートチャージＰＡＳＭＯにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限、及びクレジットカード会社に登録の電話番号

２　当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的で利用する。

（１）会員及び会員希望者の本人確認

（２）オートチャージサービス等にかかわる利用代金の決済

（３）当社から会員へのオートチャージＰＡＳＭＯ及びオートチャージＰＡＳＭＯにかかわる通知・案内の送付

（４）当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

（５）この規則に定めるところによるオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善

３　　前各項のほか、記名ＰＡＳＭＯに関して当社が取得した個人情報の取扱いは、「ＰＡＳＭＯ取扱規則」、「ＰＡＳＭＯ取扱規則に関する特約」及び「モバイルＰＡＳＭＯ及びApple Payの PASMO会員規約」に定めるところによる。

（会員の退会）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

（１）会員の不在等により、新規設定ＰＡＳＭＯを交付できなかった場合

（２）会員がオートチャージサービスを解約できるＰＡＳＭＯ鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とＰＡＳＭＯを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（ＰＡＳＭＯカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルＰＡＳＭＯ及びApple Payの PASMO会員規約」第３条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。）を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（モバイルＰＡＳＭＯ又はApple Payの PASMOの場合）

（３）会員のオートチャージＰＡＳＭＯが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合（一体型ＰＡＳＭＯの移替えによる払いもどしの場合を含む。）

（４）会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合

（５）会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合

（６）クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合

（７）その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合

２　退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

３　会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。

４　会員のＰＡＳＭＯが一体型ＰＡＳＭＯで、当該ＰＡＳＭＯにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第１項第２号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。

５　オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。

６　クイックチャージに関するサービスだけを解約することはできない。

（交付できなかった新規設定ＰＡＳＭＯの失効）

第１１条　会員に交付できなかった新規設定ＰＡＳＭＯは、会員登録の翌日を起算日として、１年間を経過した場合は失効する。

２　前項により失効した場合、記名ＰＡＳＭＯの使用者はデポジットの返却を請求することはできない。

（オートチャージＰＡＳＭＯが無効となる場合）

第１２条　オートチャージＰＡＳＭＯは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収又は退会処理を行うことがある。この場合、デポジット（一体型を除くＰＡＳＭＯカードの場合）及びＰＡＳＭＯに記録されている一切の金銭的価値及びＰＡＳＭＯ取扱事業者が発売した乗車券等は返却しない。

（１）決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合

（２）その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第３章　オートチャージサービス等の提供

（オートチャージＰＡＳＭＯの使用方法及び制限事項）

第１３条　新規設定ＰＡＳＭＯ（一体型ＰＡＳＭＯを除く。）には、署名欄に当該ＰＡＳＭＯに記録された会員の氏名を記載しなければならない。

２　設定情報追加を行う交付又は発行済ＰＡＳＭＯは、第７条に定める設定情報追加の手続き完了後に、オートチャージＰＡＳＭＯとして取り扱う。

３　会員は、オートチャージＰＡＳＭＯの実行判定金額及び実行金額を、オートチャージ設定情報を変更できるＰＡＳＭＯ鉄道事業者に申し出ることにより（ＰＡＳＭＯカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルＰＡＳＭＯ及びApple Payの PASMO会員規約」第３条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。）により（モバイルＰＡＳＭＯ又はApple PayのPASMOの場合）、変更することができる。

４　会員退会後のオートチャージＰＡＳＭＯは、記名ＰＡＳＭＯとして取り扱う。

（オートチャージサービス等の制限又は停止）

第１４条　当社は次の各号に該当する場合、オートチャージサービス等の取扱いを制限又は停止をすることがある。

（１）天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービス等の取扱いが困難であると当社が認めた場合

（２）コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合

２　本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

（オートチャージ）

第１５条　オートチャージＰＡＳＭＯは、次の各号の条件をすべて満たすときには、ＰＡＳＭＯ鉄道事業者が定める改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際及び入場処理がされているものの出場処理されていないＰＡＳＭＯにより改札を受けて出場する際に、オートチャージする。

（１）オートチャージＰＡＳＭＯに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。

（２）オートチャージＰＡＳＭＯのバリュー残額が会員の設定した実行判定金額以下であるとき。ただし、実行判定金額は１，０００円から１０，０００円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは２，０００円とする。

（３）当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクイックチャージの累計額をいう。以下同じ。）が１０，０００円以下、かつ当月１日からのオートチャージ累計額が５０，０００円以下であるとき。

２　オートチャージする金額は会員の設定した実行金額とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。ただし、実行金額

は１回あたり１，０００円から１０，０００円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは１回あたり３，０００円とする。

３　前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型ＰＡＳＭＯのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

４　実行したオートチャージを取り消すことはできない。

（クイックチャージ）

第１６条　オートチャージＰＡＳＭＯは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クイックチャージすることができる。

（１）　オートチャージＰＡＳＭＯに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。

（２）当該クイックチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が１０，０００円以下、かつ当月１日からのオートチャージ累計額が５０，０００円以下であるとき。

２　クイックチャージを行う金額は、オートチャージサービスで設定している実行金額の定めによらず、ＰＡＳＭＯ取扱事業者が定める自動券売機等で選択可能な金額から会員が任意に選択した金額（ただし、チャージ後のバリュー残額が２０，０００円を超えない範囲とする。）とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。

３　前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型ＰＡＳＭＯのクレジットカード機能が利用できない場合には、クイックチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。

４　実行したクイックチャージを取り消すことはできない。

第４章　オートチャージＰＡＳＭＯの効力・再発行

（新規設定ＰＡＳＭＯの氏名の再表示）

第１７条　新規設定ＰＡＳＭＯの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名ＰＡＳＭＯは使用することができない。

２　前項の場合、使用者は、ＰＡＳＭＯ鉄道事業者に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

（誤署名による新規設定ＰＡＳＭＯの交換）

第１８条　使用者が新規設定ＰＡＳＭＯ（一体型ＰＡＳＭＯを除く。）の署名を誤記入した場合は、当該記名ＰＡＳＭＯは使用することができない。

２　前項の場合、使用者は、ＰＡＳＭＯ鉄道事業者に記名ＰＡＳＭＯの交換を請求しなければならない。

（オートチャージサービス等の免責事項）

第１９条　オートチャージＰＡＳＭＯを紛失した使用者が当該ＰＡＳＭＯの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び紛失したオートチャージＰＡＳＭＯの再発行整理票発行日（ＰＡＳＭＯカードの場合）、又は再発行登録申請日（モバイルＰＡＳＭＯ又はApple Pay のPASMO の場合）におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づく取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

２　一体型ＰＡＳＭＯにおける会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

３　第７条及び第８条に定める当社が指定した期限を超過したためにオートチャージサービス等が利用できなかったことにより生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

第５章　オートチャージサービスの相互利用

（他社におけるオートチャージの取扱い）

第２０条　前各条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者（以下「他社」という。）の改札機において、当社は第１５条の各項に定めるオートチャージの取扱いを行う。

（１）埼玉新都市交通株式会社

（２）仙台空港鉄道株式会社

（３）東京モノレール株式会社

（４）東京臨海高速鉄道株式会社

（５）東日本旅客鉄道株式会社

２　他社においてオートチャージの取扱いを行う改札機は、当該他社が定める。